

研修プログラムの変更について

研修プログラムについては、研修希望者が研修プログラムの内容が把握できるように、実態即した形での表示が望まれます。

すでに認定されている研修プログラムの変更を希望される場合は、毎年10月～翌年3月までの間に、変更手続きを行ってください。

研修プログラムの変更とは、

- 暫定指導医の追加、辞退に関する変更、
- 指導医の追加等に関する変更
- 研修施設の追加、廃止に関する変更、
- 研修者の募集人数の変更
- プログラム責任者の変更
- その他

です。

研修プログラムの変更の場合、プログラムの認定期間の変更を伴いません(初めの認定から約5年)。

尚、研修プログラムの内容の大幅な変更(例えば内容の大幅な変更を伴うプログラム責任者の変更)、研修期間の変更など、プログラムの骨格にかかわる変更については、「旧プログラムの廃止と再申請」扱いとなります。

この場合、プログラムに認定期間は再申請、再認定後、約5年となります。